

Ⅱ 第4期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

子どもの権利委員会では、条例第38条第2項に規定されるように、「子どもの権利に関する施策における子どもの権利保障状況について調査審議する」役割を担う。そして、同第39条に基づき、「市長その他の執行機関」からの報告やそれに対する「市民の意見（特に子どもの意見が得られるように配慮して）を総合的に勘案して」調査審議する。

第4期では川崎市子どもの権利委員会規則第6条に規定される部会を活用して、より詳細な調査審議が行われたことが特徴である。設置された部会は次の5部門に上り、すべての委員が何らかの部会に所属するように配慮された。

実態・意識調査部会（アンケート部会、ヒアリング部会）
行動計画評価部会
行政との対話部会
子どもとの対話部会
行動計画策定部会

1 子どもの権利に関する実態・意識調査

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、「川崎市子どもの権利に関する条例」を施行してから子どもに関する施策の推進にあたり、施策の進行状況を検証するために3年ごとに行っており、2011（平成23）年に4回目の調査として、子どもの権利条例の認知度や子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所、差別等）等について実施した。

(1) 調査概要

ア アンケート調査（2011（平成23）年3月郵送により実施）

（ア）調査対象 3,900人（川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員）

- ・子ども（満11～17歳） 2,400人
- ・おとな（満18歳以上） 1,000人
- ・職員（市立施設・学校等） 500人

（イ）回収結果 1,957票（回収率50.2%）

- ・子ども 1,113票（46.4%）
- ・おとな 463票（46.3%）
- ・職員 381票（76.2%）

イ ヒアリング調査（2011（平成23）年7月個別面接により実施）

調査対象：個別の支援を必要とする11歳から17歳までの子ども 7施設56人

- ・児童養護施設等に入所している子ども
- ・多様な文化的背景をもつ子ども
- ・障害のある子ども
- ・不登校の子ども

(2) 結果の概要

ア 条例の認知度

今回の調査では、条例の認知度を訊ねる選択肢として「聞いたことはあるが内容はよくわからない」を加え、認知状況の程度をより詳細に把握することができた。

子どもの認知の度合いは、年代が上がるにしたがい低くなるものの、全体として「知らない」割合は減り、「知っている」「聞いたことはある…」の割合は増加する傾向があることがわかった。おとなでは、子どもの有無によって明らかな違いがあり、子どもがいないおとなの条例を「知らない」割合が圧倒的に高かった。

子ども 38.6% (前回 32.4%)、おとな 38% (前回 18.8%)、職員 97.2% (前回 92%)

イ 条例認知の手段

子どもは年代にかかわらず、「学校の先生の話」や「学校で配布されたパンフレット」といった学校を介して条例を知る割合が多数を占めている。また、おとなでも、18歳未満の子どもがいるおとなでは「学校で配布されたパンフレット」の割合が最も高い。

子ども：「学校で配布されたパンフレット」52.4%、「学校の先生の話」43.6%

おとな：18歳未満の子どもがいるおとなで最も高いのは

「学校で配布されたパンフレット」60.4%

18歳以上の子どもがいるおとなと子どもはいるおとなで最も高いのは

「新聞、テレビなど」でそれぞれ42.4%、32.4%

ウ 子どもの権利侵害の実態

権利侵害について具体的に①おとなからたたかれたり殴られたりする経験、②心を傷つけられる言葉を言われる経験、③性的にいやなことをされる経験、④いじめられた経験の有無をたずねた結果、これら体罰や虐待につながる暴力やいじめを受けた経験がある子どもは、依然一定数存在することがわかった。

一方、悩みを話せるおとなが一人もいない子どもは、年代が上がるにしたがい増加している。また、困ったり悩んだりしたときにどこに相談するかについては、市内相談・救済機関のうち「どこにも相談しない」子どもが6割以上にのぼった。

たたかれたり殴られたりしたこと：「ある」「ときどきある」合わせて13.0%

心を傷つけられる言葉を言われたこと：「ある」「ときどきある」合わせて14.9%

いじめられたこと：「ある」「ときどきある」合わせて9.0%

困ったり悩んだりしたときどこに相談するか：「どこにも相談しない」66.2%

エ ヒアリング調査から

個別の支援を必要とする子どもたちからのヒアリングの中で、子どもの意見表明や相談・救済といった子どもの権利に関する意識や、条例の認知度、広報のあり方に対する意見等を個別に聴き取った。

(3) 公表

ア 情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で冊子として配架

イ ホームページに掲載 (<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000044680.html>)

2 検証活動としての「対話」

川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」）が、市長から諮問された「子どもの権利条例の広報・啓発について」に関する施策（事業）を検証するにあたり、条例第39条に基づき、子どもを含む市民から意見を求めるために、一方的にヒアリングするのではなく、「対話」という対等の立場で意見を交わすという手法を用いた。また、子どもの権利に関する施策における権利保障状況の調査に当たっても、同様に事業を実施している行政各所管部署との「対話」により検証作業を行った。

(1) 子どもとの対話

実施時期 2012（平成24）年8月15日

実施場所 川崎市子ども夢パーク

対話の対象 川崎市子ども会議メンバー 14人

子どもとの対話では、事前に委員が子ども会議を傍聴し、子どもに対話の趣旨を説明して協力を依頼するなどして、子どもが意見を言いやすい雰囲気作りに努めた。

川崎市の広報・啓発媒体に関してや、子ども会議の市長への提言とその回答について、意見を聞いた。

その後、「子どもの権利についての授業」をテーマに、「盛んに行うべき」「授業の必要はない」という意見に分かれて、ディベートを行った。いずれのグループも、子どもの権利や条例について子どもが教わることは必要であるという意見であり、そのうえで、教え方、伝え方についての討論となった。

(2) 行政との対話

実施時期 2012（平成24）年8月21日、30日

実施場所 川崎市役所明治安田生命ビル2階第3会議室

対話の対象 市民・こども局人権・男女共同参画室、
こども本部青少年育成課、同こども福祉課、同保育課、
同こども家庭センター、
市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当、
教育委員会事務局人権・共生教育担当、同指導課、同生涯学習推進課
同総合教育センターカリキュラムセンター

川崎市が実施している子どもの権利に関わる広報・啓発事業についてA「子どもの権利条例の広報・啓発」、B「子どもの権利に関する事業の広報・啓発」、D「子ども向け広報・啓発」の4分野に区分し、所管部署ごとに現状・成果、課題について対話する中で、効果的な方法や今後の展望について聴き取った。

広報・啓発事業の分類

分野	検討項目（参考事業）	対象事業例
A	子どもの権利条例の広報・啓発 (3 事業)	・かわさき子どもの権利の日事業 ・条例に関する職員研修 ・条例パンフレット作成・配布
B	子どもの権利に関する事業の 広報・啓発 (37 事業)	・相談カードの配布 ・オンブズパーソン子ども教室 ・子どもに関わる施策等職員研修
C	子ども施策に関わる広報・啓発 (45 事業)	・子育てガイドブック ・母子健康手帳 ・子育てサロン
D	子ども向け広報・啓発 (15 事業)	・条例こどもページ ・区役所キッズページ ・各施策の子ども向け啓発資料

(3) 市民団体との対話

実施時期 2012（平成24）年9月6日

実施場所 川崎市高津区役所5階第1会議室

対話の対象 子どもの人権に関わる活動をしている市民活動団体の代表 8人

～国際ソロプチミスト川崎、川崎の親子を考える会、
子育て・育児者支援グループわたぼうし、
かわさきバンビーノアカデミア、アサーション川崎くじらの会、
NPO法人ウィメンズハウス・花みずき、
NPO法人グループ・ビゴ、麻生プレーパークを創る会

参加市民団体については、平成23年度かわさき子どもの権利の日市民企画事業に参加した15団体に呼びかけたうちの8団体（順不同）に参加していただいた。

最初に権利委員会より、「実態・意識調査」から見える条例の認知度や、子どもとの対話、行政との対話で話題となったことなどを紹介したうえで、市民活動団体の方々と、

- ①子どもの権利条例の認知度と川崎市における子どもの権利の状況
- ②条例の広報・啓発が市民に届いているか。（広報媒体を見ながら検討）
- ③条例の認知度が下がっているのはなぜだろうか。どこに問題があるのだろうか。
- ④条例を知り、それが活用されるためにはどうしたらいいか。

について、対話を行った。

3 川崎市子どもの権利条例の広報・啓発について（答申）

実施時期 2013（平成25）年3月29日

実施場所 市長応接室

（1）答申にあたって

答申に至る経過及び権利委員会による検証システム、条例の広報・啓発についての検証の視点について次の2点を挙げた。

【検証の視点】

- ① 子どもに関する事業がいかに実施されたかにとどまらず、いかに子どもに届いたか。
- ② 条例を知ることと子どもの権利保障は不可分であることを確認し、条例を広報し、条例によって子どもの権利を啓発することが重要である。

（2）広報・啓発の現状

①子どもの権利条例が市民に知られているか、②子どもの権利は保障されているか、③子どもの権利条例は伝えられているかについてそれぞれ現状を確認し、子どもの権利をよりよく保障していくためには、次の2点が必要であるとした。

- ・子どもの権利条例を広く知らせる取組
- ・子どもの権利条例に基づいた子どもの権利の普及・啓発

（3）提言

市全体で取り組むべき広報・啓発の方向性を「総論的提言」として、主な子ども施策所管部署に対しては「所管課への提言」としてまとめた。

総論的には、次の4つの方向性から提言した。

- ア 条例を知る機会・学ぶ機会を増やすこと
 - イ 対象を広げること
 - ウ 広報・啓発の手法を工夫すること
 - エ 条例がどれだけ伝わっているか定期的に評価すること
- 所管部署に対しては、計10課、全38項目の提言を行った。

（4）公表

- ア 情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で冊子として配架
- イ ホームページに掲載 (<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000047011.html>)